

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飛騨市一般会計補正予算  
（専決第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年6月13日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

専決第4号

専 決 処 分 書

令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

飛騨市長 都 竹 淳 也

令和4年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号）

令和4年度飛騨市の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の追加、変更は、「第1表 地方債補正」による。

令和5年3月31日専決

飛騨市長 都 竹 淳 也

# 第 1 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的                      | 限 度 額    | 起 債 の 方 法          | 利 率  | 償 還 の 方 法   |
|--------------------------------|----------|--------------------|--|---|
| (緊急防災・減災事業)<br>防災無線中継局電源装置整備事業 | 6, 6 0 0 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 4. 0 %以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。 |

(変 更)

(単位：千円)

| 起債の目的  | 補 正 前  |                    |  |   | 補 正 後 |                    |  |   |
|--------|--------|--------------------|--|---|-------|--------------------|--|---|
|        | 限 度 額  | 起 債 の 方 法          | 利 率  | 償 還 の 方 法   | 限 度 額 | 起 債 の 方 法          | 利 率  | 償 還 の 方 法   |
| 防災対策事業 | 6, 600 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 4. 0 %以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。 | 0     | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 4. 0 %以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。 |